4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、自動車交通量が多く、幅員狭小箇所及び線形不良箇所も存在することにより、車両の安全かつ円滑な通行に支障をきたしており、歩行者等の安全な通行も確保されていないことから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、大野市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　福井県大野市役所

○中国地方整備局告示第百三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年七月四日

中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間
二号	広島市中区江波東二丁目五二〇番三から同市西区観音新町四丁目二八七四番一三八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十六年七月四日

○九州地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年七月四日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間
二百八号	大川市大字津字長橇六七三番六から同市大字津字長橇六五二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十六年七月四日

○九州地方整備局告示第百四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
行橋市大字中津熊字岩田二九三番三から同市大字中津熊字ユウノコ四一一番一まで	前	九・六〇～一二・四〇メートル	〇・二六〇キロメートル
	後	一二・八〇～二〇・八〇メートル	〇・二六〇キロメートル

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道中川郡音威子府村字音威子府二九二番から同郡中川町字誉八六五番地先まで	前	BA 一一・二五～一七二・五五メートル	二八・七六五キロメートル
	後	BA 一一・二五～一七二・五五、一二・九〇～二九五・五八、一二・九〇～二九五・五八メートル	二八・七六五、一九・五〇八、二八・七六五、一九・五〇八キロメートル

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道厚岸郡厚岸町サンヌシ五二番から同町サンヌシ五二番地先まで	後	二六・〇〇～二七・〇〇メートル	一・〇九二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百九十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道余市郡赤井川村字常盤二八三番一地内	前	二五・一九～三〇・〇六メートル	〇・〇一一九キロメートル
	後	二八・〇五～三〇・〇六メートル	〇・〇一一九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

北海道開発局長　澤田　和宏

供用開始の区間	図面縦覧場所
路線名　二百七十四号	北海道阿寒郡鶴居村字幌呂五九四番三から同村字幌呂一八番一〇まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十六年七月四日

○九州地方整備局告示第百四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間
二百号	直方市大字頓野三八八四番一から同市大字頓野三八八三番一まで

供用開始の期日　平成二十六年七月四日

○北海道開発局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

北海道開発局長　澤田　和宏

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道中川郡音威子府村字音威子府二九二番から同郡中川町字誉八六五番地先まで	前	BA 一一・二五～一七二・五五メートル	二八・七六五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一一・二五～一七二・五五、一二・九〇～二九五・五八、一二・九〇～二九五・五八メートル	二八・七六五、一九・五〇八、一九・五〇八キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道厚岸郡厚岸町サンヌシ五二番から同町サンヌシ五二番地先まで	後	二六・〇〇～二七・〇〇メートル	一・〇九二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百九十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道余市郡赤井川村字常盤二八三番一地内	前	二五・一九～三〇・〇六メートル	〇・〇一一九キロメートル
	後	二八・〇五～三〇・〇六メートル	〇・〇一一九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

北海道開発局長　澤田　和宏

供用開始の区間	図面縦覧場所
路線名　二百七十四号	北海道阿寒郡鶴居村字幌呂五九四番三から同村字幌呂一八番一〇まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十六年七月四日